

# 2004年度 特定非営利活動法人浦和スポーツクラブ 通常総会資料

1. 2003年度事業報告	(採決事項①) . . . . .	1
2. 2003年度決算報告	(採決事項②) . . . . .	3
3. 2004年度事業計画(案)	(採決事項③) . . . . .	9
4. 2004年度予算(案)	(採決事項④) . . . . .	15
5. 理事長専決事項について	(採決事項⑤) . . . . .	17
6. そのほか	. . . . .	18

日時：2004年6月27日(日)

午後3時～

場所：ときわ会館 小ホール

## 1. 2003 年度事業報告：採決事項

### (1) 会議・行事等

月日	行事名	会場等	備考
7/6	会計監査	倉持理事長宅	
7/27	定例理事会	浦和高校麗和会館	
7/27	定例総会	〃	終了後懇親会
8/末	JY・Y合宿	バラキ高原	
9～10月	運営会議(適宜)	駒場体育館会議室他	
11/9	臨時理事会	浦和高校麗和会館	
11/30	臨時総会・法人設立総会	北浦和カルタスホール	終了後懇親会
12～3月	市研究委員会に参加	市民会館他	倉持、小野崎
1～3月	運営会議(適宜)	仙龍他	新理事(クラブ会員等)
3/27	県よりNPO法人認証		

### (2) 活動内容

#### 活動形態

コース名	公式戦等
広場	公式戦には参加していません
U-15	埼玉県ジュニアユース連盟に加盟。公式戦4大会に参加しました
U-18	関東ユース連盟に加盟し、関東クラブリーグ(春、夏)に参加しました。
選手	さいたま市民浦和リーグ2部に参戦しました。
生涯一般	さいたま市民浦和リーグけやきリーグに参戦しました。
生涯シニア	大宮シニアリーグに参戦しました。

#### 定例活動

曜日	時間	対象	場所
月	15時～19時	幼稚園、小学生	さいたま市駒場サブグラウンド
火	18時～20時	JY	さいたま市立北浦和小学校
水	19～21時	JY・Y・一般	埼玉県立浦和高等学校
木	15時～17時	幼稚園、小学生	さいたま市駒場サブグラウンド(臨時広場11月～)
金	17時～19時	小6スクール	12月～ 駒場サブ
		JY・Y	さいたま市駒場サブグラウンド
土・日	午前もしくは午後2時間程度	全コース	東京農大グラウンド(荒川河川敷)、さいたま市荒川総合グラウンド、東浦和グラウンド、三浦グラウンド、

## 大会参加結果

### 1) ジュニアユースの部

時期	大会名	会場	備考
4月～5月	日本クラブ Jr. ユース選手権県予選	県内各地	二次リーグ進出
6月～7月	全日本クラブ Jr. ユース選手権県予選	〃	二次リーグ進出
9月～10月	県クラブ Jr. ユース選手権	県内各地	3回戦敗退
12月～1月	県クラブ Jr. ユース新人戦	〃	一次予選リーグ敗退
3月	中体連交流試合	市内各地	

### 2) ユースの部

時期	大会名	会場	備考
4月～5月	関東クラブユース選手権 3部Bブロック	農大G他	0勝4敗
5月	彩の国カップクラブユース予選	埼園G他	2敗(1PK負け)
7～8月	関東クラブユースリーグ	駒場サブ他	0勝4敗
9月	浦和市民体育大会	駒場サブ他	3位

### 3) 選手の部

月日	大会名	会場	備考
4月～10月	さいたま市民浦和リーグ(2部)	市内各地	4位
11月	さいたま市民体育大会(浦和地区)	市内各地	ベスト8
1～3月	平成14年度天皇杯予選南部地区大会	県内各地	ベスト8

### 4) 生涯の部

月日	大会名	会場	備考
4月～10月	さいたま市民浦和リーグ(けやきリーグ)	市内各地	4勝3敗
11月	さいたま市民体育大会(浦和地区)	市内各地	1回戦
随時	親善試合	県内各地	

### 5) シニアの部

月日	大会名	会場	備考
4月～10月	大宮シニアリーグ	堀崎G他	4勝2敗1分 3位
〃	大宮グランドシニアリーグ	堀崎G他	

### (3) そのほか主なできごと

- ①首都圏ディーゼル車規制に伴い、ハイエースを買い換える(10月)
- ②JY新人戦にて事務局不手際。連盟より準加盟降格の処分。(12月)
- ③クラブハウス賃貸契約(3月)

2 . 2003 年度決算報告 ( 2003 年 4 月 1 日 ~ 2004 年 3 月 31 日 ): 採決事項

収入の部					
科 目		A予算額	B決算額	差異(B-A)	備考
入会金		304,000	143,580	-160,420	
	一般	0	0	0	
	ユース	120,000	65,580	-54,420	
	Jr. ユース	30,000	78,000	48,000	
	広場	154,000	0	-154,000	
会費 1		14,602,800	15,430,300	827,500	
	一般	5,616,000	5,446,500	-169,500	
	ユース	1,560,000	1,278,000	-282,000	
	Jr. ユース	1,062,000	1,063,000	1,000	
	広場	6,364,800	7,555,800	1,191,000	
	スクール	0	87,000	87,000	
会費 2		500,000	480,100	-19,900	
	個人賛助会員	50,000	90,100	40,100	
	法人賛助会員	450,000	390,000	-60,000	
繰入金		0	0	0	
補助金		500,000	500,000	0	
寄付金		0	222,000	222,000	役員からの寄付
雑収入		240,000	135,045	-104,955	練習参加費等
当期収入合計 (A)		16,146,800	16,911,025	764,225	
前期繰越収支差額		1,797,847	1,797,847	0	
収入合計 (B)		17,944,647	18,708,872	764,225	

(主な特徴)

- ・ 広場は収支バランスを考慮して入会金をなしにしました
- ・ 広場臨時コース (木曜日) を 11 月よりはじめたことにより、予算より増収
- ・ 法人賛助会員が落ち込んできています。新規開拓が必要です。
- ・ 役員寄付がありました。
- ・ 結果として、当初予定より 76 万円の増収。

支出の部

科	目	予算額	決算額	差異	備考
事業費		10,360,000	9,404,136	-955,864	
	指導者謝金	7,000,000	5,859,180	-1,140,820	一般、ユース、Jrユース、広場
	審判謝金	100,000	35,000	-65,000	一部会員謝金に計上
	用具費	800,000	909,506	109,506	ユニフォーム、ボール 他
	会場使用料	400,000	411,970	11,970	練習会場使用料
	強化費	350,000	322,294	-27,706	大会・合宿交通費補助等
	イベント開催費	50,000	81,595	31,595	送別会、卒業記念等
	登録費	700,000	773,900	73,900	埼玉県協会 他
	傷害保険料	350,000	494,533	144,533	スポーツ安全協会保険
	会員謝金	250,000	154,500	-95,500	引率、会議出席
	事業雑費	360,000	361,658	1,658	トランク、薬品、講習会他
会議費		60,000	91,812	31,812	総会・委員会 他
事務費		2,627,000	2,677,838	50,838	
	人件費	720,000	430,500	-289,500	アルバイト
	旅費	25,000	0	-25,000	外部会議出席等
	印刷費	60,000	110,982	50,982	総会資料、アンケート
	役務費	700,000	695,693	-4,307	郵券、電話、振込手数料
	事務用品	300,000	347,679	47,679	用紙封筒、プリンター、トナー
	使用料・賃借料	372,000	900,275	528,275	敷金、家賃等
	車両関係費	400,000	101,143	-298,857	ガソリン、車検、保険等
事務雑費	50,000	91,566	41,566	上記項目外支出	
渉外費		200,000	25,147	-174,853	
特別費	車両購入	0	1,443,000	1,443,000	ハイエース
	ユニフォーム	2,200,000	2,961,537	761,537	
予備費		500,000	0	-500,000	
当期支出合計 (C)		15,947,000	16,603,470	656,470	
当期収支差額 (A) - (C)		199,800	307,555	107,755	
次期繰越収支差額 (B) - (C)		1,997,647	2,105,402	107,755	

(主な特徴)

- ・指導者の配置が間に合わなかった(2名→1名)、雨天による練習の中止などで謝金が114万円出費減でした。
- ・3月にクラブハウスの賃貸契約をしたために、敷金、礼金等の出費がかさみました(貸借料の増)
- ・広場の増員もあり、ユニ代が増えました(来年度からは広場のユニ代は特別費に計上しません)
- ・ハイエースを購入しました(ディーゼル規制対応)

## 財 産 目 録

平成16年3月31日現在

### 資産の部

現 金	15,985	
預 金	13,051	埼玉りそな銀行 A
	37,269	〃 B
	18,167	郵便貯金 ばるる
	2,084,630	郵便貯金 振替口座
未収入金	531,500	3月分会費未収入他
車両・運搬費	1,307,719	トヨタハイエースバン、
什 器 備 品		
電話加入権	76,440	普通電話
敷金	165,000	
資産の部合計	4,249,761	

### 負債の部

預かり金	595,200	
負債の部合計	595,200	

### 正味財産の部

正味財産	3,654,561	前期正味財産繰越額	2,301,490
		当期正味財産増加額	1,353,071
正味財産の部合計	3,654,561		

事業会計財産目録 (平成16年3月31日現在)

特定非営利活動法人 浦和スポーツクラブ

科 目		数 量	金 額	
<b>I 資産の部</b>				
<b>1 流動資産</b>				
現金預金				
現金	現金手許有高		15,985-	
預金	さいたまりそなA		13,051-	
	さいたまりそなB		37,269-	
	郵便局A		18,167-	
	郵便局B		2,084,630-	
未収金	3月分会費 (広場除く)		531,500-	
敷金	クラブハウス		165,000-	
流動資産合計				2,865,602-
<b>2 固定資産</b>				
土地		0㎡		
建物		0棟		
什器備品		なし		
電話加入権		1件	76,440-	
車両 (ハイエース)		1台	1,307,719-	
固定資産合計				1,384,159-
資産合計				4,249,761-
<b>II 負債の部</b>				
<b>1 流動負債</b>				
短期借入金			0-	
預り金	職員に対する源泉税		0-	
	サッカー広場会費		595,200-	
流動負債合計				595,200-
<b>2 固定負債</b>				
長期借入金			0-	
退職給与引当金			0-	
固定負債合計				0-
負債合計				595,200-
正味財産				3,654,561-

## 監 査 報 告 書

平成16年6月15日

NPO法人浦和スポーツクラブ  
理事長 倉持 守三郎 殿

監事 三戸 一嘉 印  
監事 宮原 正弘 印

浦和スポーツクラブの平成15年度(平成15年4月1日～平成16年3月31日)の収支計算書及び財産目録を監査し、正確かつ適正であることを認めます。

(注) 浦和スポーツクラブは、平成16年4月7日において、NPO法人として登記が完了し、NPO法人ウラワスポーツクラブとなっている。



## その他、監事からの指摘事項

### 1．個人情報の管理

- 1) パソコンデータの保護：パスワードの設定等
- 2) 口座引落依頼書等：貸し金庫等の利用

### 2．人員の把握

- 1) 定期的（1～3ヶ月ごと程度）に会員の入会状況をチェックすること

### 3．事業別の収支

- 1) 部門別に収支報告をしていくこと

### 4．補正予算等

- 1) 実情にあわせて、必要ならば補正予算を組むこと
- 2) できるだけ実績が下回るように

### 3 . 2004 年度事業計画 ( 案 ): 採決事項

本年度は、NPO法人として新たにスタートした年です。

これまでの活動の足元を固めるとともに、クラブのミッションに基づき、地域にむけた活動を開始していく姿勢を明らかにしていきたいと考えています。

#### ～ NPO法人浦和スポーツクラブのミッション ( 定款 3 条目的 ) ～

この法人は、地域社会におけるスポーツの普及と振興を図り、青少年の健全な心身の発達を促すとともに、子どもから大人まで生涯を通じて豊かなスポーツライフを送ることができるスポーツ文化の根付いた社会の形成に寄与することを目的とする。

1991年10月に発足以来、スキー教室、カヌー教室などを数回行ったものの、サッカーを主体に、サッカーを続けたい会員が支えてきたクラブです。これからも、会員がサッカーをしっかりと、楽しく続けていける環境を整備・確保していくことが大切です。

現在、さいたま市民浦和サッカーリーグには102チームが登録し、3月～10月まで毎週末は市内各地でリーグ戦が行われている全国でも屈指のサッカーの盛んな地域です。しかし一方で、これらのチームの多くは学校の同級生であったり会社の同僚同士のチームであったりと、地域でサッカーのつながりがない市民などには加わりにくい(きっかけがつかみづらい)という声もしばしば聞くことがあります。

また、活動場所の確保が難しかったり、連絡役への負担が大きくなることから、定期的な活動が行いづらくリーグ戦の試合しか活動していないというチームも少なくない聞いています。

そういった中で、毎週のように活動場所を確保し、リーグ戦に出なくても、誰とでも一緒に楽しくボールを蹴りながら汗をかける機会を提供してきた浦和スポーツクラブの存在意義は決して小さくないものと思います。

強いチームでゲームに勝つことだけが目的なのではなく、生涯にわたって技量に関わらずいつまでも楽しく蹴れる場があることも、暮らし(人生)の中に喜びをいつまでも持っていられることにつながるのだと思います。

しかし! サッカーだけでいいのでしょうか?

とある大学の事例です。大学のカリキュラムにおいて体育が必須ではなくなるという話があります。と、その大学ではグラウンドを売ろう!という話が出たそうです。体育が必須なのでグラウンドを保有していたのですが、必須でなければ、お金のかかるグラウンドは売却し、その利益で他の設備を整備したほうがいい・・・という考えだったようです。学生が行う各種のスポーツ活動に対する理解が、学校というところでさえも無かったということです。スポーツが文化として根付いていないのが国内の実状ではないでしょうか。

もし、その時の学長、教授の皆さんが、自分達もずっとスポーツに親しんできていたとしたら、そんなことを本当に言い出したでしょうか?

旧浦和市内は近隣の自治体に比べるとサッカー場は多いほうであると言われてはいますが、活動団体数からするとむしろ少ないほうかもしれません。今後は、もっと私たちの活動がしにくくなるかもしれません。

スポーツに親しむ人を増やしていけば、そういった施設が維持されたり、もっと場所が増えたりしていくはずですが。スポーツはサッカーだけではありません。いろいろなスポーツがあります。そうい

ったいろいろなスポーツをお互いに認め合って、一人一人が好きなスポーツをずっと続けられる機会があれば、きっとももっとも私たちがサッカーをしやすい環境も出来ていくはずで。仲間が増えて楽しくなっていくはずで。

浦和スポーツクラブは、設立以来、その設立主旨に賛同した多くの方々に支えられてきました。多くの支援のもと、クラブがこれまで13年間で蓄えてきた資源（人・物・金）を用い、その他のスポーツについても、誰でも好きなスポーツを続けられる機会を設けていく仕組みをつくるお手伝いをしていければと考えています。

NPO法人浦和スポーツクラブは、スポーツをとおした人の交流（大人同士、大人と子ども、子ども同士）により、自分達がそうであるように、きっとみんなが楽しく・幸せになれると思ひ、子どもから大人まで生涯を通じて豊かなスポーツライフを送ることができる社会をつくるために、以下のような事業を行っていくこととしています（定款第5条事業の種類）。

スポーツの普及に関する事業

スポーツ選手の育成に関する事業

生涯スポーツの振興に関する事業

本年度の具体的な事業計画は次のとおりで。

## （1）サッカーの普及・育成・振興

### 1）普及事業

サッカー広場の開催

市後援事業：毎週月曜日 15時～19時 駒場サブグラウンド

臨時広場：木曜日（月3回程度）15時～17時 駒場サブグラウンド

その他

- ・次年度以後のサッカー広場の継続的開催及び、木曜の臨時広場の安定化にむけた活動
- ・広場の経験をもとにしたキッズプログラムの作成

### 2）育成事業

小6スクール

- ・10月頃から開始を目途(昨年度は駒場サブで金曜夕方に実施。今年度は場所の確保が課題)

U - 1 5

- ・毎週の定期的な練習（火・水・金・土・日）
- ・埼玉県クラブユース連盟（U-15）準加盟（大会への参加）
- ・R & Tリーグの開催（巻末資料参照）

U - 1 8

- ・毎週の定期的な練習（火・水・金・土・日 / 現在 月は自主トレも実施）
- ・関東クラブユース連盟（U-18）加盟（大会への参加 春、夏）
- ・市民大会への参加

一般

- ・さいたま市民浦和サッカーリーグ（2部）への参加
- ・埼玉県サッカー協会社会人連盟加盟

### 3) 振興事業

#### 生涯コース

- ・さいたま市民浦和サッカーリーグけやきリーグに参加（比較的若手）
- ・さいたま市民大宮サッカーリーグシニアリーグに参加（35歳以上）
- ・毎週土日の練習（平日開催を望む声もある）

#### 審判・指導者の養成

- ・会員の受験に対し、補助制度を実施。詳細は別に定める。

#### サッカー定期活動

コース名	月	火	水	木	金	土・日
広場	駒場サブ	—	—	駒場サブ	—	—
U-15	—	北浦和小	浦和高校		与野体育館他	市内各地
U-18	(駒場体育館)	北浦和小	浦和高校		〃	
選手	不定期	—	(自主)		—	
生涯一般	—	—	(自主)		—	
生涯シニア	—	—	(自主)		—	

#### ・ジュニアユースの部

時期	大会名	会場
6月～8月	R・Tリーグ（サマーステージ）	市内各地
10月～2月	R・Tリーグ（ウィンターステージ）	〃
9月～10月	県クラブ Jr. ユース選手権	県内各地
11月	ナイキプレミアカップ (U-13) 県予選	〃
12月～1月	県クラブ Jr. ユース新人戦	〃
3月	中体連交流試合	市内各地

#### ・ユースの部

時期	大会名	会場
4月～5月	関東クラブユース選手権3部	関東各地
5月	彩の国カップクラブユース予選	浦和高校他
7～8月	関東クラブユースリーグ3部	駒場サブ他
9月	浦和市民大会	市内各地

#### ・選手の部

月日	大会名	会場
4月～10月	さいたま市民浦和リーグ（2部）	市内各地
11月	さいたま市民体育大会浦和地区	市内各地
1～3月	平成15年度天皇杯南部地区大会	県内各地

#### ・生涯の部

月日	大会名	会場
4月～10月	さいたま市民浦和リーグ（けやきリーグ）	市内各地
11月	さいたま市民体育大会浦和地区	市内各地
随時	親善試合	県内各地

#### ・シニアの部

月日	大会名	会場
4月～10月	大宮シニアリーグ/グランドシニアリーグ	市内各地

( 2 ) サッカー以外の普及・振興

1 ) 陸上競技・ウォーキング：ランニング・ウォーキング広場

- ・ 準備会議
- ・ 9月頃より試行検討

2 ) テニス

- ・ 準備会議
- ・ 駒場体育館におけるミニテニスの実施を検討

3 ) ヨガ・ステップ体操

- ・ 駒場体育館等での実施を検討

4 ) 講習会

- ・ スポーツ関連の勉強会の定期開催にむけた準備、実施

5 ) そのほか

- 会議・講演等への参加
- そのほか

( 3 ) クラブ事業

1 ) 広報活動

- クラブニュースの発行
- HPの運営

2 ) その他

- 施設確保のための検討
- 総合型SC検討会
- 地域社会貢献活動

## 【プロジェクト制による事業の推進】

NPO法人は、クラブの理念に賛同し、それぞれができることをできるようにやりながら、理念の実現にむけて行動していく社員（正会員）により構成されます。

理事だけが動くのではなく、社員も事業に参加できる仕組みをとることで、より充実した活動が実現できます。

新規の事業や解決すべき課題をプロジェクト制にして、それぞれがやりたいプロジェクトを選んでチームをつくり、理事・社員と一緒に理念を実現していきたいと思います。

課題が解決した場合や、定期的な活動としてスタッフ体制を確立した事業については、プロジェクトチームを解散していくようにできれば良いと思います。

今年度は、以下のプロジェクトを立ち上げることを考えています。

なお、プロジェクトの活動については、必要に応じて会員以外の方々（他団体）とも連携して進めていくことも考えられます。

### （１）施設確保プロジェクト

クラブの活動を充実させていくためには、施設の安定的な確保が欠かせません。

浦和スポーツクラブの施設確保の状況は、とても不安定な状態にあります

施設の安定確保のための検討、各種交渉などを行っていくプロジェクトです。

（参考）

月曜日 - サッカー広場：年度ごとに申請を出しており、市の対応によっては事業の存続そのものに大きな影響を及ぼしかねません

火曜日 - 北浦和小：校庭開放委員会で毎年決めています。今のところ、あまり課題はありませんが、地域SCとの関係などで位置づけていくことは必要だと思われます。

水曜日 浦和高校：授業時間が長くなった影響で、部活動の時間との調整が必要になっています。また、照明代のことなどの課題があります。

木曜日 臨時広場：抽選で確保するよう努力していますが、抽選倍率が上がってはずれることもあります。また市がなんらかの事業に使うということで予約枠を設けないことがしばしばあります。活動の継続については、常に不安感を持っています。

金曜日 与野体育館：昨年度までは駒場サブを利用していましたが、REDSのスクール事業の進出により活動場を奪われました。現在は、与野体育館の5時～7時枠を抽選で確保していますが、時間帯としては高校生の練習にはやや早すぎるようです。

土日 - 市内各地：毎月末に苦勞しています。

### （２）R&Tリーグプロジェクト

今年度から開始したRTリーグを推進するプロジェクトです。

手探りに始めたものであり、定着させていくためにはいろいろな課題があると思います。今後は、審判謝金の財源としてスポンサー確保なども必要になる可能性があります。今年の活動の中で浮かび上がってくる種々の課題に対して、検討を加えていきます。

さらに、RTリーグを多年代まで発展させる方法などの検討を行います。

### (3) 総合型SC・他種目連携検討プロジェクト

#### 企画調整グループ

総合型として、他種目と連携した活動を発展させていくための環境整備を検討し実現していくプロジェクトです。

多種目の団体との連携・合併のための諸課題を整理し、具体的な協議を進めます。

また、施設確保プロジェクトと連携し、行政等へも働きかけを行い社会的な仕組みとして総合型クラブの活動基盤の整備に努めます。

#### 陸上グループ

陸上（ウォーキング、ジョギングを含む）の活動を立ち上げるための検討チームです。

駒場スタジアム～天皇川緑道などを中心とした陸上競技・ジョギング・ウォーキングのクラブを立ち上げます。

近隣の中学校、高等学校などにも平日のナイター利用などの機会を提供します。

#### テニスグループ

駒場体育館などを中心としたテニスの活動を立ち上げるための検討チームです。

小学生などを対象とした体育館でのミニテニスなどから開始し周辺施設の利用への展開を模索します。

#### ヨガ・ステップ体操グループ

駒場体育館などを中心としてヨガやステップ体操など、女性や高齢者でも楽しみながら健康づくりのできるプログラムの展開を検討します。

### (4) 講演会プロジェクト

スポーツに関連する話題（例えば、スポーツ傷害、メディカルトレーニング、キッズプログラムなど）で各界の専門家を講師とした講演会を企画実施するチームです。

カルタスホールや浦高の同窓会館の利用などを想定し、クラブ会員だけでなく、周辺地域のスポーツ関係者などに案内をだします。

### (5) クラブライフ魅力アッププロジェクト

クラブに所属することで得られる喜びを高めるために必要なことを検討するチームです。現会員がより楽しいクラブライフを送れるようになること、新たに入りたい・・・と思ってもらえるクラブになるために必要なことを検討します。

できることがあれば、順次実施にうつしていきます。

\* 必要に応じて補正予算を編成

### (6) 社会貢献プロジェクト

スポーツ用品のリサイクルや海外への寄付など、社会貢献事業について検討し、推進するチームです。

4 . 2004 年度予算 ( 案 )( 2004 年 4 月 1 日 ~ 2005 年 3 月 31 日 ): 採決事項

科 目	金 額		
I 収入の部			
1 会費、入会金収入			
正会員会費収入	¥ 450,000		
" 入会金収入	¥ 90,000		
賛助会員 (個人)	¥ 150,000		
賛助会 (法人)	¥ 300,000	¥ 990,000	
2 事業収入			
普及事業 (サッカー)	¥ 10,338,200		
育成事業 (サッカー)	¥ 4,092,000		
生涯振興 (サッカー)	¥ 3,672,000		
総合型展開事業	¥ 1,200,000	¥ 19,302,200	
3 助成・賛助			
助成金	¥ 1,560,000	¥ 1,560,000	
4 雑収入			
雑費	¥ 110,000	¥ 110,000	
当期収入合計 (A)			¥ 21,962,200
前期繰越残高			¥ 2,105,402
収入合計 (B)			¥ 24,067,602
II 支出の部			
1 事業費			
普及事業 (サッカー)	¥ 6,521,400		
育成事業 (サッカー)	¥ 5,653,500		
生涯振興 (サッカー)	¥ 1,477,500		
総合型展開事業	¥ 1,841,200	¥ 15,493,600	
2 管理費			
事務人件費	¥ 1,228,800		
通信・役務費	¥ 1,127,920		
印刷・事務消耗品	¥ 800,000		
施設・車両費	¥ 1,772,000		
その他	¥ 706,000	¥ 5,634,720	
3 予備費			
当期支出合計 (C)			¥ 21,128,320
当期収支差額 (A) - (C)			¥ 833,880
次期繰越収支差額 (B) - (C)			¥ 2,939,282



## (参考) 2003 年度予算・決算との比較表

## 収入の部

科 目	予算額	前年度予算	増減	2003決算	増減	備考
入会金	90,000	304,000	-214,000	143,580	-53,580	
正会員	90,000	0	90,000	0	90,000	
一般	0	0	0	0	0	
ユース	0	120,000	-120,000	65,580	-65,580	
Jr. ユース	0	30,000	-30,000	78,000	-78,000	
広場	0	154,000	-154,000	0	0	
会費 1	19,752,200	14,602,800	5,149,400	15,430,300	4,321,900	
正会員	450,000	0	450,000	0	450,000	
一般	4,812,000	5,616,000	-804,000	5,446,500	-634,500	
ユース	1,152,000	1,560,000	-408,000	1,278,000	-126,000	
Jr. ユース	1,440,000	1,062,000	378,000	1,063,000	377,000	
スクール	360,000	0	360,000	7,555,800	-7,195,800	
広場	10,338,200	6,364,800	3,973,400	87,000	10,251,200	
陸上	360,000	0	360,000	0	360,000	
ステップ	480,000	0	480,000	0	480,000	
テニス	360,000	0	360,000	0	360,000	
会費 2	450,000	500,000	-50,000	480,100	-30,100	
個人賛助会員	150,000	50,000	100,000	90,100	59,900	
法人賛助会員	300,000	450,000	-150,000	390,000	-90,000	
繰入金	0	0	0	0	0	
補助金	1,560,000	500,000	1,060,000	500,000	1,060,000	
寄付金	0	0	0	222,000	-222,000	
雑収入	110,000	240,000	-130,000	135,045	-25,045	
当期収入合計 (A)	21,962,200	16,146,800	5,815,400	16,911,025	5,051,175	
前期繰越収支差額	2,105,402	1,797,847	307,555	1,797,847	307,555	
収入合計 (B)	24,067,602	17,944,647	6,122,955	18,708,872	5,358,730	

## 支出の部

科 目	予算額	前年度予算	差異	2003決算	増減	備考
事業費	15,529,600	10,110,000	5,419,600	9,495,948	6,033,652	
指導者謝金	7,668,000	7,000,000	668,000	5,859,180	1,808,820	
審判謝金	630,000	100,000	530,000	35,000	595,000	
用具費	2,870,000	800,000	2,070,000	909,506	1,960,494	
会場使用料	570,000	400,000	170,000	411,970	158,030	
強化費	221,000	350,000	-129,000	322,294	-101,294	
イベント開催	100,000	50,000	50,000	81,595	18,405	
登録費	793,500	700,000	93,500	773,900	19,600	
傷害保険料	492,900	350,000	142,900	494,533	-1,633	
会員謝金	90,000	250,000	-160,000	154,500	-64,500	
会議費	36,000	50,000	-14,000	91,812	-55,812	
総合型展開	1,841,200	0	1,841,200	0	1,841,200	
事業雑費	217,000	60,000	157,000	361,658	-144,658	
事務費	5,598,720	2,827,000	2,771,720	2,702,985	2,895,735	
人件費	1,228,800	720,000	508,800	430,500	798,300	
旅費	0	25,000	-25,000	0	0	
印刷費	0	60,000	-60,000	110,982	-110,982	
役員費	1,127,920	700,000	427,920	695,693	432,227	
事務用品	800,000	300,000	500,000	347,679	452,321	
使用料・賃借料	1,500,000	372,000	1,128,000	900,275	599,725	
車両関係費	272,000	400,000	-128,000	101,143	170,857	
事務雑費	300,000	50,000	250,000	91,566	208,434	
渉外・宣伝費	370,000	200,000	170,000	25,147	344,853	
特別費	0	0	0	1,443,000	-1,443,000	
ユニフォーム	0	2,200,000	-2,200,000	2,961,537	-2,961,537	
予備費	0	500,000	-500,000	0	0	
当期支出合計 (C)	21,128,320	15,637,000	5,491,320	16,603,470	4,524,850	
当期収支差額 (A) - (C)	833,880	509,800	324,080	307,555	526,325	
次期繰越収支差額 (B) -	2,939,282	2,307,647	631,635	2,105,402	833,880	

## 5. 理事長専決事項について：採決事項

### 「理事長専決事項委任を求める件」(案)

平成16年度中において、新たに会員に負担義務のない場合の予算の追加更正について、理事会に図り、理事長がこれを専決処分することができることを承認願います。

ただし、専決事項は次回総会に報告いたします。

## 6. そのほか

### (1) 文部科学省委嘱事業「総合型地域スポーツクラブ育成支援 - 指定クラブ委託事業 - 」受託

標記事業のクラブ指定を6月8日頃に受けています。

浦和スポーツクラブの申請事業は以下のとおりです。

- ①サッカー教室
- ②陸上広場
- ③R&Tリーグ
- ④交流合宿
- ⑤スポーツ講習会

委託金額が未定ですので、詳細が判明しだい、必要に応じて予算を補正します。

現時点では申請した金額等をもとに想定で予算化しています。

### (2) 文部科学省「 - 地域子ども推進事業 - さいたま市地域子ども教室 (北浦和小)」への協力

毎週火曜日の夜に校庭をお借りしている北浦和小学校が標記事業の指定を本年度受けています。

補助事業の要綱を資料-2に示します。

浦和SCでは、広場を通して放課後の小学生の遊ぶ場の確保を図っていますが、今後もこういった活動にはできる範囲で協力(支援)していきたいと考えています。

## 浦和R・T (ラビット&タートル) リーグ (U-15) 概要

### 1. 開催主旨

中学生年代の全てのプレイヤーに定期的な試合出場の機会を提供することを目的とする。

### 2. 主催等

主催：浦和スポーツクラブ

後援：ヒロ・スポーツ (未定)

### 3. 概要

一人でも多くのプレイヤーが参加・経験する場を継続することを一義として、各チームの負担軽減が図れるように、柔軟なリーグ運営とする。

#### (1) 期間

- ・サマーステージ 5～8月の4ヶ月間 (可能であれば4月下旬より開始)
- ・ウィンターステージ 10～2月の5ヶ月間

ただし、中体連やユース連盟の大会開催にあわせて、適宜調整する。

なお、3年生のウィンターステージへの参加については、参加団体により協議して決定する。

#### (2) 試合数・頻度

- ・各チーム 1月に2～3試合程度 (2週に1試合程度) の頻度を目安とする。
- ・試験期間、学校行事等に配慮し、開催日を無理に統一することはしない。当該対戦チーム同士で調整ができるようにし、各節がある程度の期間で消化できれば良いこととする。

#### (3) チーム登録

- ・参加団体は、自団体のプレイヤー数に応じて適当なチーム数を登録できるものとする。
- ・ただし、登録当初の段階で、1チーム11名以上を原則とする。
- ・怪我等、諸事情で登録チームの人数が不足する場合は、自団体の中で重複参加なども可能とする。
- ・同一団体のチーム間のプレイヤーの入れ替えについては、各団体の判断にまかせる。

#### (4) 会場

- ・試合会場は、各団体が自チームの試合開催に利用可能な日を使用する。
- ・会場準備、片づけは、両チームのプレイヤーで平等に行い (アウェイチームも一緒に行う)、保護者等の手を借りないように配慮する。

#### (5) 審判

- ・主審のみ派遣とする (謝金 2,000 円は浦和SCが用意する)。副審は各団体で担当する (控えのプレイヤー等で行う。前後半の交替も認める)
- ・市民リーグ (浦和) の審判部にも協力を依頼。

- ・各団体からも、プレイヤーの親等で審判資格保持者または、志す方に声をかけ、希望者に事前登録していただく
- ・これらの人材をもとに、浦和SCで審判グループを組織し、試合ごとの手配を行う。

#### (6) 試合方法

- ・試合はリーグ方式で行い、参加チームの総当たりとする（ただし、同じ団体内のチーム同士の対戦は行わない）
- ・試合時間は前半30分、後半30分の計60分とし、前後半のインターバルは7分間とする。
- ・延長戦は行わない。

\*ABでブロックを分けたほうが良いというご意見が多数の場合には、そのようにしますので、ご意見・要望をおよせください。

#### (7) 競技規則

競技規則は、日本サッカー協会競技規則 **2003/2004** に準じる。

ただし、以下の点はリーグ独自規則としてリーグ開催前までに参加団体の合議により定める。

- ・選手交替：人数制限は設けない？ 自由交代制とする？
- ・警告等：本大会において警告を2回受けた選手および退場を受けた選手は次の1試合の出場を停止する
- ・給水タイム：要協議

#### (8) 順位の決定等

- ・勝点は、勝ち=3点・引き分け=1点・負け=0点とする。
- ・順位の決定においては、勝ち点で順位が並んだ場合は、得失点差、直接対決の勝敗の順に考慮する。
- ・ステージごとに順位を決め、優勝チームには優勝カップを授与する。
- ・もっとも警告の少なかったチームにフェアプレイ賞を授与する。

\*賞品等については、交渉中。

#### (2004年度参加団体)

- 東浦和中学校（2チーム）
- 大谷口中学校（2チーム）
- 大原中学校（3チーム）
- 常盤中学校（5チーム）
- ルーテル学院（1チーム）
- 本太レディース（1チーム）：U-15と限らない
- 浦和SC（1チーム）
- 三橋中学校（調整中）

<文部科学省委嘱事業>  
 平成16年度総合型地域スポーツクラブ育成支援  
 ー指定クラブ委託事業実施要項ー

1. 趣旨・目的

生涯スポーツ社会の実現を図るため、子どもから高齢者まで誰もが、年齢、興味・関心、技術・技能レベルに応じて、いつでも参加できる総合型地域スポーツクラブを育成することにより、地域住民による自主的・自発的なスポーツクラブの組織化及び定着化を推進する。

2. 事業の実施者

財団法人日本体育協会

財団法人日本体育協会が各都道府県体育協会、市町村体育協会との連携のもと、教育委員会等関係機関・団体の支援・協力を得て実施する。

3. 事業項目と内容

(1) 委託期間：平成16年6月1日～平成17年2月28日

※申請は1年ごとに行うが、最大2年間継続することができる。

(2) 事業の募集等

本事業の対象者は、総合型地域スポーツクラブの創設を目指す、次に該当する団体（現在の法人格の有無，活動内容（スポーツ活動の有無，種目数），参加者層などは問わない）で、募集の要件を満たすことのできる団体とする。

<募集対象者>

- ・主としてスポーツ活動を行っているクラブ，チーム，サークルなどの団体
- ・青少年のスポーツ活動に取り組むスポーツ少年団
- ・その他、総合型地域スポーツクラブの創設を目指すグループや団体

例えば、  
 ・学校開放やスポーツ教室をきっかけに集まったグループなど  
 ・地域の自治会，青少年団体，市町村体育協会など

<募集の要件>

- ・総合型地域スポーツクラブの創設に向けて、拠点となるスポーツ施設の確保など、市町村体育協会及び必要に応じて都道府県体育協会の協力が得られること。
- ・創設までの年間活動計画を作成するなど、計画的なクラブづくりが行えること。
- ・創設後の円滑なクラブ運営に向けて、2年以内に総合型地域スポーツクラブにふさわしい理念や目的（規約等），運営組織，活動計画，資金計画などが準備できること。
- ・将来、自主的な運営が円滑に実施できるよう会費を徴収すること。また、必要に応じて、スポーツ教室等において参加料を徴収すること。
- ・領収書等の証拠書類及び帳簿が整備でき、経理処理が適切に行えること。

(3) 指定対象クラブの申請および委託金交付申請書の提出

所定のクラブ調書および委託金交付申請書（事業計画書・収支予算書等）を作成し、平成16

年5月7日（金）までに都道府県体育協会を通じ、日本体育協会に提出する。

(4) 指定対象クラブの決定

クラブより提出された事業実施計画書等を日本体育協会において審査し、委託対象クラブを決定、当該都道府県体育協会及び当該スポーツクラブへ通知する。

(5) 委託内容

委託内容は下記①～③の事業を対象とする。

①総合型地域スポーツクラブを設立するために必要な活動

総合型地域スポーツクラブを設立するために行う次の活動内容を対象とする。

なお、クラブが設立される日（クラブの理念・目的等を定めた規約が成立する日）までに行われる事業を対象とする。

また、次の活動を行う場合には、本会公認スポーツ指導者または日本スポーツ少年団認定指導者を活用することが望ましい。

・スポーツクラブ設立準備委員会の設置

総合型地域スポーツクラブ組織化に向けて、市町村体育協会、市町村教育委員会、体育・スポーツ関係者、有識者等からなる設立準備委員会を設置する。

・スポーツ教室の開催

当該クラブの活動地域の住民を対象に、クラブへの加入促進等を目的としたスポーツ教室を開催する。

・スポーツ交流大会等の開催

当該クラブの活動地域の住民を対象に、スポーツ活動への参加の動機づけ及び世代間交流等を目的としたスポーツ交流大会、体力テスト、メディカルチェック等を開催する。

・広報活動

地域住民を対象に、総合型地域スポーツクラブの意義や必要性などについての理解を深めるとともに、新規加入促進を図るため会報等を発行するなどの広報活動を行う。

・その他、総合型地域スポーツクラブ設立のために必要と認められる活動

②クラブマネジャーの配置

クラブマネジャー（1名）の配置を支援する。

※別に定めるクラブマネジャー配置要領に基づき、実施する。

③公認スポーツ指導者の配置

（財）日本体育協会公認スポーツ指導者（若干名）の指導活動を支援する。

※別に定める公認スポーツ指導者配置要領に基づき、実施する。

(6) 活動実績報告書の提出

①第1回中間報告

当該クラブは、9月末までの事業の実施状況を、本会所定の様式により平成16年10月15日（金）までに、都道府県体育協会を通じ、日本体育協会宛提出しなければならない。な

お、当該クラブにおいて作成された活動実績報告書は、都道府県体育協会において精査の上、日本体育協会に提出する。

#### ②第2回中間報告

当該クラブは、10月1日から12月末までの事業の実施状況を、本会所定の様式により平成17年1月17日（月）までに、都道府県体育協会を通じ、日本体育協会宛提出しなければならない。なお、当該クラブにおいて作成された活動実績報告書は、都道府県体育協会において精査の上、日本体育協会に提出する。

#### ③決算報告

当該クラブは、本会所定の事業実施報告書及び収支決算書を、平成17年3月4日（金）までに都道府県体育協会に提出し、都道府県体育協会は、平成17年3月11日（金）までに日本体育協会宛提出しなければならない。なお、当該クラブにおいて作成された事業実施報告書及び収支決算書は、都道府県体育協会において精査の上、日本体育協会に提出する。

#### (7) 委託金の交付

当該クラブの事業計画書及び予算書を日本体育協会において精査し、適正と認めた場合、**3,000,000**円を上限として委託金を交付する。この内、クラブマネージャー及び公認スポーツ指導者への謝金については、別に定める配置要領に基づき、支給する。

第1回目の交付については、事業計画書及び予算書に基づき、委託金予算額の**50%**相当額を6月末までに概算払いする。事業実施完了部分の事業中間報告に基づき、事業執行状況に応じて日本体育協会が必要と認めた場合、委託金予算額の**30%**相当額を11月末または2月末までに概算払いする。

#### (8) 委託金の確定および残金の交付

当該クラブの事業実施報告書及び収支決算書を日本体育協会にて精査し、適正と認めた場合、委託金額を確定し、当該クラブに通知するとともに委託金残金を交付する。また、確定した委託金が交付された委託金に満たない場合は、その差額を日本体育協会に返納しなければならない。



## 「地域子ども教室推進事業」実施委託要綱

平成16年4月1日生涯学習政策局長決定

### 1. 趣旨

未来の日本を創る心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、学校等を活用して、安全・安心な子どもたちの居場所（活動拠点）を設け、地域の大人を指導員として配置し、放課後や週末におけるスポーツや文化活動などの様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援する。

### 2. 委託先

都道府県・政令指定都市レベルの運営協議会等（都道府県・政令指定都市教育委員会が中心となり設置する、幅広い関係機関・団体等で組織する運営協議会等）

### 3 委託事業の内容

地域の教育力を結集した子どもの居場所づくりの総合的な事業展開を図るため、下記の全部又は一部の事業を行う。

#### (1) 運営協議会の開催

子どもの居場所づくりを進めるための在り方や実施方法等の検討、コーディネーター、指導員等を対象とした研修会の開催、広報活動の推進、安全対策の検討、事業実施後の検証・評価等の実施。

#### (2) 地域子ども教室の実施

学校の校庭や教室等に、安全・安心して活動できる子どもの居場所（活動拠点）を設け、地域の退職教員、大学生、青少年・社会教育団体関係者等を、指導員として配置し、放課後や週末における小・中学生を対象とした継続的なスポーツや文化活動などの様々な体験活動や地域住民との交流活動等を実施。

#### (3) 子ども居場所づくりコーディネーターの配置

親に対する参加の呼びかけや、学校や関係機関・団体との連絡調整、地域子ども教室指導員の人材の確保・登録・配置等を行うコーディネーターを配置。

### 4 委託手続き

(1) 委託を受けようとする協議会等は、別紙様式1-1～様式3-3における事業計画書を取りまとめ、文部科学省に提出すること。

(2) 文部科学省は上記により提出された事業計画書等の内容を検討し、本事業の趣旨を踏まえた適切な計画であることを認めた場合、協議会等に対して事業を委託する。

### 5 委託期間

本事業の委託期間は、委託を受けた日から同年度の3月31日までとする。

### 6 事業成果の報告

委託を受けた協議会等は、事業が終了したときは、事業が終了した日から10日以内もしくは委託を受けた期間の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、別紙様式4-1～様式6-3にお

ける実績報告書及び収支精算書を文部科学省に提出すること。

## 7 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記6により提出された実績報告書及び収支精算書について、検査及び必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、協議会等に対して通知するものとする。
- (2) 上記7(1)の確定額は、事業に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

## 8 委託経費

- (1) 文部科学省は、事業計画の規模・内容等を勘案し、予算の範囲内で事業に要する経費（諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、保険料、雑役務費、教材費）を委託費として支出する。
- (2) 文部科学省は、事業を委託した協議会等が、委託要綱等に違反したとき、または委託事業の遂行が困難であると認めた時は、委託の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

## 9 事業計画の変更等

- (1) 協議会等が本事業の事業計画を変更する場合、又は所要経費の費目（諸謝金等）の流用をする場合はあらかじめ文部科学省に計画変更を申請し、指示を受けること。ただし、費目ごとに配分された経費の20%以内の変更（20%を超える変更であっても、その金額が5万円未満の場合を含む）をする場合はその必要がない。
- (2) 代表者及び所在地等の変更を必要とする場合及び事業の継続が不可能になった場合等は、速やかに文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課へ連絡し、指示を受けること。

## 10 再委託

委託事業のうち、その内容が第三者に委託することが適当であると認められる業務については、再委託することができる。

その場合、再委託業務は、上記3の委託事業の内容の範囲を超えてはならない。再委託する場合の事務手続き等については、本事業に準ずることとし、同様の手続きを再委託先との間でとることとする。

## 11 著作権等

- (1) 協議会等は、本事業により発生した権利がある場合には、本事業完了後速やかに文部科学省に返納するものとする。
- (2) 本事業の実施により受託者が作成したパンフレット・チラシ・資料・報告書等これらに類するものの著作権は、委託先に帰属するものとする。
- (3) 上記11(2)の規定にかかわらず、文部科学省が必要と認めたときは、委託先は無償にて文部科学省が使用することを許諾するものとする。

## 12 書類の保存

協議会等は、委託金に係る収入及び支出を明らかにする帳簿を備え、文部科学省の請求があったときは、いつでも提出できるよう、収入及び支出の事実を明らかにした領収書その他関係証拠書類とともに、本事業を実施した翌年度から5年間整理保存しておくものとする。

### 1.3 その他

- (1) 文部科学省は、協議会等における事業の実施が当該趣旨に反すると認められる場合は、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文部科学省は、委託事業の実施に当たり、協議会等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文部科学省は、必要に応じて本事業の実施状況及び経理状況について実態調査を行うことができる。
- (4) この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

# 地域子ども教室推進事業

